

令和7年度 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）

外国出願費用の負担を軽減したい！という企業の方へ

海外市場での販路開拓や模倣被害への対策など、進出先において特許権や商標権等を取得することは重要です。
特許庁事業を活用し、（公財）ひろしま産業振興機構では外国出願に要する費用を補助します。

I 補助金制度の概要

【支援の対象】

広島県内に主たる事業所を有する中小企業等

中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2／3以上を占めるもの）
ただし、みなし大企業を除く。（詳細は財団ホームページをご確認ください）

【補助率】 1／2以内

【上限額】 企業あたり：300万円（複数案件の場合）

1 案件あたり：特許 150万円

実用新案 60万円

意匠 60万円

商標 60万円

冒認対策商標 30万円

【助成対象となる経費】

- ①外国特許庁への出願費用
- ②現地代理人費用
- ③国内代理人費用
- ④翻訳費用



II 公募時期

第1回 5-6月頃

第2回 8-9月頃

※第2回公募については、予算の残額により、
実施しない場合もございます。
予めご了承ください。

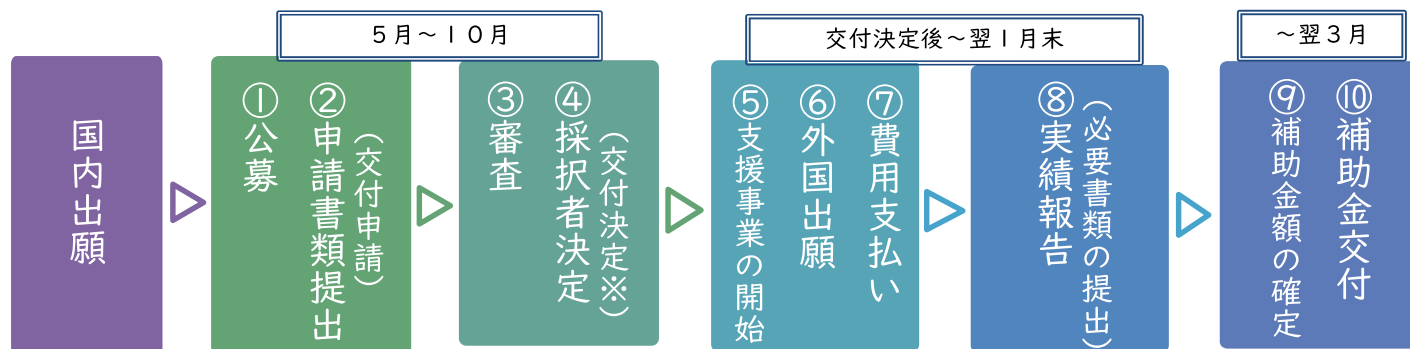
詳しくはこちらをチェック➡

具体的な公募期間・募集要領・交付申請書様式等は、
QRコードもしくは以下のURLをご確認ください。

<https://www.hiwave.or.jp/purpose1/intellectual/g-shutugan/>



III スケジュール



※交付決定の時期について、第1回公募は7月中旬、第2回公募は10月上旬を予定しています。

IV 要件

下記(1)～(4)を満たすこと。

- (1)応募時に既に日本特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に優先権を主張して外国特許庁等へ年度内に出願を行う予定の案件。（例外もございますので、お問合せください）
- (2)先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- (3)外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。
- (4)外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※採択された場合、事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）を行います。

※詳細については、財団ホームページをご確認ください。

担当窓口

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 知財支援担当

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3階

電話：082-240-7718 メール：chizai@hiwave.or.jp

申請をご検討の場合は、
お早めに
ご相談ください

